

～大田原市立小中学校
再編整備に関する答申書～

平成26年 5月 9日 答申
大田原市立小中学校再編整備検討委員会

— 目 次 —

I はじめに

II 小中学校の再編整備についての提言

- 1 前提となる大田原市立小中学校の適正配置に関する提言
- 2 大田原市立小中学校の適正配置に関する提言書を受けてからの経過
- 3 再編整備の基本的な考え方
- 4 再編整備の計画
- 5 実施にあたっての留意事項、配慮事項

III 教育環境の整備計画についての提言

- 1 統廃合後の校舎の使用計画
- 2 スクールバスの運行計画

I はじめに

大田原市立小中学校再編整備検討委員会は、平成24年1月30日に大田原市教育委員会より、大田原市立小中学校適正配置検討委員会からの提言（平成23年3月11日付）を基に、大田原市立小中学校再編整備の具体的方策について諮問された。

大田原市立小中学校適正配置検討委員会の提言は、教育効果は一定の規模の集団の中で学び生活していくことによってより高められ、円滑な学校運営を行うためには、ある程度の規模が必要であるとし、小中学校の1学級あたりの児童生徒数を20人から35人、1校あたりの学級数を小学校では12学級から18学級、中学校では9学級から18学級を適正規模として、通学区域の変更や統廃合を手法として適正配置を進めるべきとしている。本検討委員会は、この提言を基に、再編整備の具体的な方策について検討した。

長期的な展望をもって小中学校の適正な環境を考える必要があると判断し、市内29校全校を対象とした検討を重ねてきた。

14回の検討委員会を開催し、次代を担う子どもたちの教育効果を第一に考えて、最適規模の学習集団を編制し、学校が学校として最大限の機能を発揮できる教育環境をつくり出すために、本市の地理的条件や歴史的背景に配慮しながら討議を重ね具体的な方策を取りまとめたので、ここに本検討委員会の検討結果を答申する。

平成26年 5月 9日

大田原市立小中学校再編整備検討委員会委員長 木 曾 昭 孝

II 市立小中学校の再編整備についての提言

1 前提となる大田原市立小中学校の適正配置に関する提言

本検討委員会の検討の基となる平成23年3月の大田原市立小中学校適正配置検討委員会による「大田原市立小中学校の適正配置に関する提言書」の適正配置に関する基本的な考え方は、次のとおりである。

(1) 基本となる事項

- ・ 小規模校に対しては、必要に応じて近隣の学校と統廃合を行う。特に過小規模校については早急に対応を検討する必要がある。
- ・ 大規模校については通学区域等の変更を行う。

(2) 適正規模・適正配置の範囲について

ア 1学級の児童生徒数

小学校設置基準（平成14年3月29日文部科学省令第14号）、中学校設置基準（平成14年3月29日文部科学省令第15号）、保護者及び教職員アンケートの結果及び学習指導の効果等を総合的に勘案すると、1学級あたりの児童生徒数については、次の範囲が適正であると考ええる。

- ・ 小学校 1学級あたり20人から35人
- ・ 中学校 1学級あたり20人から35人

イ 1校あたりの学級数

学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第79条、保護者及び教職員アンケートの結果及び教育効果等を総合的に勘案すると、1校あたりの学級数については、次の範囲が適正であると考ええる。

- ・ 小学校 12学級から18学級（1学年あたり2～3学級）
- ・ 中学校 9学級から18学級（1学年あたり3～6学級）

2 大田原市立小中学校の適正配置に関する提言書を受けてからの経過

○ 大田原市立再編整備検討委員会の設置

平成23年12月28日

○ 諮問

平成24年1月30日

教育委員会より、大田原市立小中学校の適正配置に関する提言を基に市内32校を対象とした再編整備の具体的な方策の検討を依頼される。

○ 第1回検討委員会

平成24年1月30日 開催

- ・ 委員長、副委員長の選任
- ・ 答申の骨子になる事項の確認
- ・ グループ分けによる活発な意見を出し合う方法で協議することを決定

○ 第2回検討委員会

平成24年3月27日 開催

- ・ 4グループに分かれて協議、検討

- 第3回検討委員会
平成24年6月22日 開催
 - ・4グループに分かれて協議、検討
- 第4回検討委員会
平成24年7月18日 開催
 - ・グループ討議のまとめ
 - ・部分答申内容の検討
- 第5回検討委員会
平成24年11月19日 開催
 - ・部分答申の検討
- 部分答申書提出
平成24年12月14日
大規模化の解消が重要であることから、第2回からは西原小学校の再編整備に特化して検討を重ね「大規模校である西原小学校の再編整備についての部分答申書」を教育委員会に提出した。
- 第6回検討委員会
平成25年1月23日 開催
 - ・西原小学校の通学区域の再編整備後の中学校の通学区域について検討
 - ・今後の検討委員会の進め方について協議
- 第7回検討委員会
平成25年2月26日 開催
 - ・西原小学校の通学区域の再編整備後の中学校の通学区域について検討
 - ・過小規模校等の統廃合について検討
- 第8回検討委員会
平成25年6月25日 開催
 - ・大田原市立再編整備検討委員会の検討経過の確認
 - ・平成25年度の市立小中学校の現状の確認
 - ・答申に向けて基本となる事項の確認
 - ・4グループに分け活発な意見を出し合う方法で協議することを決定
- 第9回検討委員会
平成25年7月31日 開催
 - ・4グループの委員構成を決定
 - ・市立小中学校の児童生徒数の確認
 - ・4グループに分かれて協議、検討
- 第10回検討委員会
平成25年9月26日 開催
 - ・4グループに分かれて協議、検討

○ 第11回検討委員会

平成25年11月14日 開催

- ・4グループに分かれての協議、検討
- ・グループ討議のまとめ、発表
- ・答申内容の検討

○ 第12回検討委員会

平成26年1月27日 開催

- ・班分けを2グループに再編成して答申に向けての協議、検討

○ 第13回検討委員会

平成26年2月20日 開催

- ・2グループに分かれて答申に向けての協議、検討
- ・各グループ討議の結論提出

○ 第14回検討委員会

平成26年3月24日 開催

- ・答申(案)の検討

3 再編整備の基本的な考え方

少子化傾向が顕著になってから久しく、もはや少子状態といわなければならない段階にさしかかってきた。戦後構築されてきた様々な制度や仕組みは、人口増を前提としてきたものであっただけに大きく見直しを迫られている。

全国的な傾向と同様に大田原市においても児童生徒数が減少し続けており、学校によっては子どもたちの学習や学校運営等に支障が生じ始めています。この傾向は今後も続き、平成25年5月1日現在の小学生数3,938名、中学生数2,078名、計6,016名が5年後の平成30年度には小学生数3,614名、中学生数1,960名、計5,574名となることが見込まれ(平成25年5月1日児童生徒数及び平成25年4月1日現在の入学予定者数調より推計)、急激な減少への対応が求められる状況である。一方、全体的な減少傾向とは反対に学級の総数が29(特別支援学級を除く。)の小学校があり、県内でも最大級の大規模小学校であるがための多くの問題を抱えている。

検討委員会では、子どもたちの教育効果を第一に考えて最適規模の単位に編成し、学校としての機能の高度発揮を図る教育環境を整えるためにどのように再編整備していくかを最重要課題として捉え検討した。地域にとって、学校の存在は非常に大きく、学校を再編するということがどのような影響を与えるかは、はかり知れないものがあり、できることなら地域のシンボルとして残したい、過疎化に拍車がかかる、子どもたちの元気な声が聞こえなくなるのはさびしいなどの考えもある。

しかし、小中学校のうちに経験してほしい集団のルール、多くの友人や先生との人間関係、多様な部活動などは一定規模の学校でなければ困難なところがある。また、大規模校においては、児童一人あたりの施設面積や特別教室が不足するなどの悩みは尽きない。

このようなことから、各小中学校によって抱える課題は異なるものの、地理的条件や将来に向けての少子化の動向なども十分に踏まえて、学校としての機能を発揮できる教育環境をつくり出すためには適正規模に近づけることが必要と考え、通学区域の見直し及び統廃合による小中学校の再編整備を検討した。

(1) 通学区域の見直し

大規模化の解消を図るため、平成24年12月14日「大規模校である西原小学校の再編整備についての部分答申書」を提出した。

(2) 統廃合

児童生徒数の増加が見込めないことから、複式学級やクラス替えのできない単学級のある小中学校を優先し統廃合を検討したが、地理的条件や地域の歴史的背景を考慮しながら、短期間に統廃合を繰り返すことのないよう適正規模に近づける統廃合とした。(別添資料「市立小中学校の現在の状況」を参照)

再編整備の時期については次のとおりとする。

- ① 複式学級を有する学校を含む小学校の統廃合は、概ね5年以内を目処に実施できるよう保護者及び地域との意見交換を行う。
- ② 複式学級を有する学校を含まない小学校の統廃合は、概ね10年以内を目処に実施できるよう保護者及び地域との意見交換を行う。
- ③ 中学校の再編整備は、小学校の統廃合の進捗状況と整合性を図りながら推進する。

4 再編整備の計画

(1) 中学校	(2) 小学校
9校を7校に再編する。	20校を10校に再編する。
①大田原中(統廃合の対象外)	①西原小(部分答申により通学区域の見直し) ②紫塚小(部分答申により通学区域の見直し)
②若草中(統廃合の対象外)	③大田原小(部分答申により通学区域の見直し)
③親園中と佐久山中を統合する。 ※ 親園中を使用することを提案する。	④親園小、宇田川小、佐久山小及び福原小の4校を統合する。 ※ 施設規模を考慮し、親園小を使用することを提案するが、地域性を考えた検討もすること。
④金田北中(統廃合の対象外)	⑤市野沢小と羽田小を統合する。 ※ 施設規模を考慮し、市野沢小を使用することを提案する。
⑤金田南中と湯津上中学校を統合する。 ※ 金田南中を使用することを提案する。	⑥奥沢小と金丸小を統合する。 ※ 施設規模を考慮し、金丸小を使用することを提案する。

	<p>⑦佐良土小、湯津上小及び蛭田小の3校を統合する。</p> <p>※ 施設規模を考慮すると湯津上小を使用することを提案するが、湯津上中の改築または新校舎の設置を検討すること。</p> <p>○ 保護者、地域との協議により⑥⑦の5校の統合を検討すること。</p>
⑥野崎中（統廃合の対象外）	<p>⑧薄葉小と石上小を統合する。</p> <p>※小中一貫校を前提として統合を推進する。</p>
⑦黒羽中（統廃合の対象外）	<p>⑨川西小（統廃合の対象外）</p> <p>⑩黒羽小、須賀川小及び両郷中央小の3校を統合する。</p> <p>※ 施設規模を考慮し、黒羽小を使用することを提案する。</p>

5 実施にあたっての留意事項、配慮事項

- ・ 保護者、地域住民に対し、学校の実情や今後の見込み、統廃合の必要性及び統廃合の教育効果等について説明し、理解を得るよう努めるとともに、十分な準備期間をとること。
- ・ 統廃合後の学校として、既存校舎、施設等の活用を検討すること。
- ・ 施設の整備は、統合に必要な最小限の整備とすること。
- ・ 保護者または地域からの早期実施の要望については、柔軟な対応をとること。
- ・ 学校行事での事前交流事業を実施し、教育環境への適応や人間関係が構築できるよう配慮すること。
- ・ 通学路の安全確保など通学上の問題に配慮すること。
- ・ 学校は教育的施設としてのみならず地域活動の拠点としての機能を有しており統廃合を前提とした取り組みだけでなく、特色のある小学校として存続できる提案がある場合は検討すること。

III 教育環境の整備についての提言

1 統廃合後の校舎の使用計画

統廃合後の校舎は、既存の校舎を増改築し使用することを原則とし、地理的条件及び施設規模を考慮して使用する校舎を決定すること。

ただし、広域的、広範囲に渡る統廃合が行われる場合は、必要に応じ新設校の設置を検討すること。

2 スクールバスの運行計画

統廃合により通学区域が変更される児童生徒の通学手段としてスクールバスの運行を計画すること。

なお、スクールバスの運行にあたっては、校内のバスターミナル、ロータリーなどの安全施設の整備を検討すること。